

10 2020 October

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2020 11 日 1 2 3 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30				1 仏滅	2 大安	3 赤口
4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口	10 先勝
11 友引	12 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝	17 先負
18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負	24 仏滅
25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅	31 大安

10月の税務と労務



税務

- 9月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付

→ 10月12日（月）まで

- 令和2年8月決算法人の確定申告と納付（法人税・消費税など）

★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり（消費税を除く）。

→ 決算応当日（月末決算では11月2日（月））まで

- 令和3年2月決算法人の中間申告（法人税・消費税など）

→ 決算応当日（月末決算では11月2日（月））まで

- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）が400万円超の法人）のうち11月・2月・5月決算法人の中間申告と納付

→ 決算応当日（月末決算では11月2日（月））まで

- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）の年税額が4,800万円超の法人）のうち7月・8月決算法人を除く法人の中間申告と納付

→ 決算応当日（月末決算では11月2日（月））まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（9月雇入分）

→ 10月12日（月）まで

- 労働保険概算保険料分割納付第2期分の納付



★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では3回に分割納付可能。

→ 11月2日（月）まで

- 労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、7～9月分）

→ 11月2日（月）まで

- 外国人雇用状況届出書の提出（雇用保険の被保険者ではない外国人の9月雇入・離職分）

→ 11月2日（月）まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付（9月分）

→ 11月2日（月）まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

社会保険料の徴収等

標準報酬月額の定期決定により9月分から社会保険料の金額が変わることがあります。このとき、社会保険料を原則どおり翌月徴収する場合は、10月支払給与分から徴収金額が変わります。社会保険料の徴収等に関する税務・労務上の主な注意点を記載します。

【税務上の注意点】

年末調整の社会保険料控除金額（給与控除分）は、その年に実際に給与から差し引かれた金額です。したがって、翌月徴収による2020年の社会保険料控除額は2019年12月分～2020年11月分（2020年1月～2020年12月給与控除分）の社会保険料です。

【労務上の注意点】

会社は毎年、4月～6月の報酬月額を記載した「報酬月額算定基礎届」を7月10日までに提出し、国はその届出内容に基づいて標準報酬月額を通知（厚生年金保険の標準報酬月額上限の引上げ分は9月下旬以降）します。

会社は、9月分（翌月徴収では10月支払給与分）～翌年8月分（翌月徴収では翌年9月支払給与分）まで、原則として定期決定による新しい標準報酬月額を基に、徴収すべき社会保険料の金額を算定します。



5分で読める! 税務 基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人／税理士 松本栄喜



期中に役員給与を減額しても損金算入できる?

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図る目的で雇用調整（休業）を実施した事業主に対して、休業手当の一部が助成される制度（雇用調整助成金）があります。

また、こうした状況下における経費削減の一環として、役員給与の減額を行い、その減額改定が業績悪化改定事由等に該当する場合には、定期同額給与の例外として損金算入することができます。

● 役員給与の全額を損金算入することができる減額改定

役員給与を減額することで定期同額給与でなくなったとしても、定期同額給与の例外として、減額改定が、事業年度開始の日から3か月以内に行われる場合、役員の職制上の地位変更の事由により行われる場合、業績悪化改定事由により行われる場合には、役員給与の全額を損金に算入することができます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した場合や、今のところ影響が出ていなくても今後の予想として業績が悪化することが見込まれる場合は、業績悪化改定事由に該当します。

また、国税庁の新型コロナウイルス感染症に関するFAQでは、「業績が悪化した場合」と「業績の悪化が見込まれる場合」について例示されています（「5. 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係：問6、問6-2」参照）。

1 業績が悪化した場合とは

イベント等のキャンセルや休業要請等により、予定していた売上がなくなり、給与や家賃等の支払いが困難な状況で取引銀行や株主との関係からやむを得ず役員給与を減額しなければならない場合

2 業績の悪化が見込まれる場合とは

現状では売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響で売上回復の見込みが立たない等の場合で、客観的に見て、役員給与の減額等の経営改善策を講じなければ財務状況が悪化する可能性が高く、経営状況の著しい悪化が不可避であると判断される場合

（注）一旦減額した役員給与を、業績が回復したため減額前の金額に戻した場合（増額改定）には、「臨時改定事由」に該当する場合を除き、その増額部分は損金不算入となるため注意が必要です。



ここにも注目!

雇用調整助成金の拡充等

事業主が、雇用調整助成金を活用し従業員の雇用維持が図れるよう、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置がさらに拡充されました。

1 助成額の上限の引き上げ

1人1日8,330円→15,000円に引き上げ

2 解雇等を行わず雇用を維持した中小企業の助成率を拡充

原則、支給した休業手当等の9/10（一定の要件を満たす場合は10/10）→一律10/10に拡充

3 適用対象期間の延長

特例措置の適用対象期間が、令和2年9月30日*まで延長

* 令和2年9月30日の期限をさらに延長することが検討されています（令和2年8月20日現在）。

（注）教育訓練を実施した場合、教育訓練を受けた労働者1人につき日額最大2,400円が更に加算されます。